The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近世村落の身分構造
Author(s)	井ケ田, 良治
Citation	大阪大学, 1985, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/34797
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【1】

氏名・（本籍）	井ケ田　良　治（いげた　りょうじ）
学位の種類	法　学　博　士
学位記番号	第　6689　号
学位授与の日付	昭和60年1月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	**近世村落の身分構造**
論文審査委員	（主査） 教　授　山中永之佑 （副査） 教　授　高田　敏　教　授　林　毅

論文内容の要旨

入会慣行や村掟などの近世村落の法的現象を生成させ，その基礎をなすとともに，その歴史的変化を規定していた，村落身分の構造を実証的に解明するのが本論文の課題である。従来の入会慣行および村法の法制史研究はともすれば法的現象それ自体の研究にのみ終始しがちであった。戒能通孝氏の画期的な労作『入会の研究』にしても，それが批判の対象とした中田薫博士の村と入会に関する諸研究が史料として用いていた明治前期大審院民事判決を，より厳密・丹念に分析したものであって，判決の基礎となった事実を当事者たる村や村民の現地の史料そのものに基づいて検討してはいない。そのため，これらの研究は当時の大審院の裁判官たちが事実と判断した法慣習や法的事実を，自ら検証することなしに，客観的な歴史的事実とし，それをもとに理論的構築をおこなっていた。その結果，当時の裁判官の事実認識が誤っていた場合には，たとえ事実関係から法関係を引き出す過程に誤りが無く，また，論理的推論が正しかったとしても，間違った結論をうみだすこととなる。したがって，当時の裁判官の事実認識の是非をあらためて科学的に検討しなおすことが，いまなお求められているといえよう。本論文は，このような研究上の空白をうめるため，近世村落の在地史料の分析をおこなったものである。

時期的には江戸時代の村落を中心に検討したが，近世村落の形成過程として中世後期にさかのぼり，その解体過程として明治前期までを対象とし，地域的には「長百姓―小百姓」という共通の特徴を有する近畿地方の四つの村をとりあつかった。

第一章は中世後半から近世末にいたる京都府北桑田郡山国荘中江村の分析である。

江戸時代末の本村には，

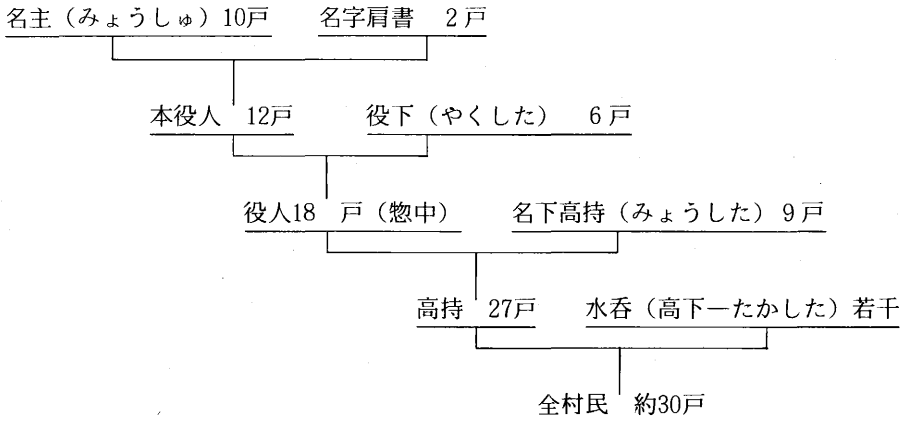

という複雑な身分階層秩序が存在し，村持山林も，その身分階層に対応して，名主中の山・役人中の山・村分高下（こうげ）の惣入会山に分かれていたことが知られる。さらに，史料を分析してみると，名主中の山は中世の禁裏御料山国庄の惣庄山であったこと，惣庄とは事実上は山国神社を中心に宮座を組織していた名主仲間（名主連合）そのものであったことが判明する。中世後期に名主以外の古住人（扈従人）が自立して村民権を獲得し，彼等をも構成員とする村が庄のもとに形成され，独立して自らの共有財産をも有するにいたる。近世初頭の太閤検地は一般に名主の村落支配を否定したといわれているが，本村では，名主仲間の力が根強く，特権を剝奪されながらも，山国神社の宮座衆の姿をとって存続した。惣庄山（奥山）は寛永８（1631）年に各村の「斧役」数に応じて各村に分割されたうえ，村内で本役百姓に分割され，名主の特権は各村の中ではほぼ完全に否定された。かくして本役百姓に対応する役山の体制が成立した。本村の役山は18戸の役人によって支配され，それ以外の百姓は惣入会山（草山）を利用できたにとどまる。その後，役人の階層分化が進行したので，延宝６（1678）年の「新検」に際して，役人数が固定化され，内部規制が強化された。幕末に近づくと，没落した名主の株や役山の権利は特定の家に集中され，その同族分家が大半を独占するにいたる。明治維新はこのような近世的身分階層秩序，名主仲間として観念的に理念化されていた村方地主の集団的村落支配を一掃し，法的には村持山の全村民平等利用を実現したが，経済的社会的には特定有力地主の寡占的支配を生みだすこととなった。注目すべきは，同じ村持山でも，立木の価値の大きい植栽林と草山とではその支配の形態が異なるということである。また，各村の共有山林の所在がお互いに複雑に入り組んでいるのも，江戸初期の各個別村への惣庄山の分割によって生じたものと推定できる。

第二章は，江戸時代における京都府南桑田郡馬路村の村落身分構造の分析である。亀岡盆地の中央に位置するこの大村は，元禄以来，旗本杉浦領であり，両苗（りょうみょう）と呼ばれる中川・人見および河原という同姓集団によって支配されていたが，両苗の力が圧倒的で，両苗支配の両番のみならず，河原支配の小番をも含めて，行政村としての馬路村全体の支配を両苗が左右していた。両苗の百姓は村方地主で江戸初期には郷士の身分を有しており，その姻戚関係も武士身分が多く，自ら武士として仕える

ものもあった。その来由は戦国期に移住したといわれ，「武浪」（ぶろう）と称された。村民の圧倒的大部分を占める水呑・小百姓は殆どが無高ないし零細畠所持の農民であったが，彼等のなかで中沢姓の小百姓は自身が八十三人組と称する同姓集団を編成し，独立した宮座（寺座，念仏仲間）を営んでいた。なかには家来筋・出入筋と称され，地主たる両苗の特定の家に個別的に従属しているものも残ってはいたが，大半の小百姓はみずからは「土根百姓」あるいは草分け百姓と称して自立性を誇っていた。

このように，小作人家が地主家に個別的に従属する支配・従属関係が村の社会構造を一義的に規定しているのではなく，それぞれの集団内部では臈次に基づく対等平等な関係を基本的な秩序原理とする地主家集団と小作人家集団とが上下に重なりあいつつ，村の身分階層を構成している構造が本論文で身分階層制と名付けているものである。親方子方関係は村の社会構造の原理としては背景に退いていて，長百姓・小百姓の階層的支配が前面にあらわれている。このような村構造は宮座の分布している近畿地方のほぼ全域に見られる。安永（1772－1781）期には村持山の不平等利用に反対して両苗百姓と争った小百姓は敗北し，高を所持しても，高持百姓の身分を認められなくなってしまった。小百姓は公的には本田畠を所持することを村掟（bye-law）によって禁止されたのである。後には，両苗百姓に従順なもののみに五石までの高の所持が許されるにいたった。その後も小百姓の村内の身分階層制に対する反対闘争は様々の課題でおこなわれるが，両苗百姓の支配は，領主の村方地主を媒介とした支配という支配体制に支えられて幕末まで存続しつづけた。

従来，江戸時代の入会権は高所持百姓にかぎられ，小作百姓は地主の入会権を媒介として村山を利用できたとする学説があった。また，小作人の入会権を認める学説も，小作人は高持（地主）の入会団体とは別個の入会団体を構成していたとするものが多かった。しかし，本論文で明らかなごとく，むしろ，直接耕作に従事しながら地主の個別支配から相対的に自立していた小百姓（小作人）が村山の入会利用の中心であったといえる。

第三章は，第二章であつかった馬路村と同じ亀岡盆地にあり，亀山藩領だった南北保津村（ほうず）の中世末期から明治前期にいたるまでの村落身分の推移を立体的総合的に分析したものである。

本村は，馬路村の両苗同様，長百姓であった五苗（ごみょう）と小百姓（小者），さらに被差別部落民の三階層の身分階層秩序を有していた。五苗は請田神社を中心として宮座に結集した五つの姓を持ち，中世末期に名主職・作職を所持した名主からなる「侍中」（名主連合）の後裔であった。小百姓は多様な姓を持ち小字毎に念仏仲間なる一種の宮座を組織していた。

本村の特徴は，江戸初期以来，身分規制の強い村掟を残していたことである。保津侍中は江戸時代初期に武士身分を否定されると五苗と称し，本役百姓として，寛永以来の村掟によって小百姓の本田畠所持を禁止し，小百姓たちに対し五苗に武士身分に対すると同じ身分的礼を尽くすことを強制した。個人個人の名乗りや命名，さらに言葉遣い等の日常生活の細部にいたるまでの身分規制を強いたのである。五苗は本田畠所持のみならず，筏問屋・網漁等の生業を独占し，領主が村山を御立山化した際も五苗各家の植林山を五苗の名前林として残すことに成功している。小百姓の中には，特定地主に譜代下人の家として身分的に従属するものもあったが，それも，江戸中期には漸次自立するにいたった。小百姓の大半は地主たる五苗の数戸の家から「散りがかり」形態で田畠を請作する小作人であり，村方地主集団た

る五苗に層として集団的に従属してはいたが，屋敷を借りて特殊な隷属関係にあるもの以外は個別的な支配・従属関係を有してはいなかった。それだけに，近世のかなり早い時期から，村内身分階層秩序による不平等に反撥するようになった。

天明元(1781)年以来，小百姓は，村内身分規制の緩和要求をきっかけに，下作米の引き下げ・奉公人給米の引き上げ・筏差子（指子＝筏労働者）の賃金引き上げ・祭礼参加の身分的不平等廃止を要求し，下作地の返還・奉公人のサボタージュ・就業拒否・奉行所への訴訟などの戦術をもちいて戦う村方騒動が頻発した。さらに，天明7(1787)年に口丹波一帯の米騒動が発生すると，これらの小百姓のなかから，騒動に参加するものがあらわれ，幾人かの入牢者がでるにいたった。騒動後も，葬送儀礼の身分的不平等などをめぐって幕末にいたるまで村方騒動が絶えなかった。

領主の財政危機に際して御用金を負担した五苗は，馬路村の両苗同様，金納郷士としてあらためて苗字帯刀を要求した。領主は五苗の身分的特権が加わることに対する小百姓の反撥の激しくなることを恐れていたが，財政再建を優先させてこれを許した。従来，村山は植林による立木山・松茸山の権利と下草刈りの権利とに分かれていて，前者を五苗・領主が独占していたが，文化7（1810）年，小百姓にも，五苗名前林と同様の惣林を認めたのも，小百姓の不満に対する配慮からであろう。これより先，五苗は小百姓の下作地返還に対抗するため，被差別部落民に手余り地を下作させたので，これに反撥した小百姓たちが被差別部落民の村山の下草刈を妨害する事件が頻発し，奉行所の判決が下された。小百姓の名前林の新設は，この紛争と関わりのあったものと思われる。補論では，この時の判決により公的に確定された入会差別に対する被差別部落民の平等化要求の展開過程を概観したが，それを詳細に分析し従来の通説を批判したのが，参考論文である。

村方地主としての五苗特権は，明治維新と地租改正によって基本的に崩壊し，近世的身分階層秩序は，近代的地主的村落支配秩序にその席をゆずる。明治14年の五苗財団の設立とその内部規制の成文化こそ，近世的長百姓の村落支配の挽歌に他ならない。

なお，第二章・第三章を通じて，近世農民の家族形態，相続慣行の実際が明らかとなった。長男子単独相続の厳格な慣行はみられず，多くは長男が3分の2，次男が3分の1程度が一般であり，いうなれば，日本の古代以来の嫡庶異分主義の伝統ともいうべき慣行がおこなわれている。女子に対しても，遺言状によって若干の得分を与えるのが普通であったようである。

以上の分析で明らかになったように，近世村落の身分階層制は，親方・子方百姓といった疑似同族関係で秩序づけられた東国の村落類型とは，異質のものであるが，他面では，村落社会学が類型化した年齢階梯制による講組型村落とも異なるものといえる。すなわち，村内が対等平等な講組型とは違って，層として支配・従属関係にある身分的集団が上下に重層的に重なって村を構成しており，各身分集団内は臈次による序列付け以外は対等平等である。こうした構造は，名主連合と小百姓，乙名（おとな）百姓と平（ひら）百姓，長百姓と小百姓という，中世近世を通じて近畿地方に存在した村落の身分構造類型として把握することができる。入会慣行・村掟や未解放部落の歴史的存在構造にとどまらず，家族・相続の法的慣行の解明にあたっても，このような構造類型を前提することにより，より科学的整合的な結論を得ることが出来るのではなかろうか。

第四章は，奈良県吉野郡中荘村樫尾部落の分析を通じて，前章までで明らかになった近世的身分階層制の最終的崩壊過程を解明しようとしたものである。この地方では，本田畠と屋敷地とを有する本役百姓＝おとな百姓は公事家と称され，古くから村の共有山林の利用権を有していた。本村では，他の零細農民は半公事家と呼ばれて草山の利用ないし下草刈りしか認められていなかった。借地林業と呼ばれる吉野地方の植林事業が盛んになり，立木の商品価値が大きくなると，村山を支配していた公事家仲間の用材林の独占化が進行し，地租改正にともなう村持山の成立，市町村制の実施にともなう村有林野の造成に対応して，公事家山は代表名義による公事家の私的共有山林とされるにいたった。その後，公事家仲間内部の階層分化が進行して，植林の利益が少数の有力者に集中するようになると，これまで疎外されていた半公事家の公事家山解放闘争がはじまる。明治27年の願書にはじまるこの運動は，迂余曲折を経ながら最終的に明治42年の区会決議によって勝利する。この公事家山の区有山化をもって近畿地方の近世的身分階層制は最終的に崩壊したと断定してよいであろう。

論文の審査結果の要旨

上記の者の提出論文『近世村落の身分構造』（昭和59年国書刊行会刊）ならびに参考論文『未解放部落の入会権』について審査した結果、前者においては，近世の村落内の身分階層制の形成，その矛盾，動揺，解体，崩壊の全過程が，豊富な史料の実証的分析によって丹念に解明され，また後者においては，未解放部落に対する差別の実態とその批判およびその入会権の存在が事実に基づいてあきらかにされており，ともに我が国の歴史学・法制史学・法社会学はもちろん，広く法学・社会科学の学界に多大に寄与する優れた貴重な研究であるとみとめられ，審査委員全員の一致した結論として，同人に法学博士の学位を授与するに充分な資格があるものと判定する。